

新旧対照表

○小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則

新	旧
<p>第1条～第6条 (略) (小児慢性特定疾病医療費の請求)</p> <p>第7条 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が医療費支給認定の有効期間（法第19条の3第6項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。）内において指定小児慢性特定疾病医療機関（同条第5項の規定により定められたものに限る。）から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合において、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払った当該小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について小児慢性特定疾病医療費を請求するとき又は省令第7条第3項の規定により小児慢性特定疾病医療費を請求するときは、<u>知事が別に定める請求書</u>を保健福祉事務所長に提出するものとする。</p>	<p>第1条～第6条 (略) (小児慢性特定疾病医療費の請求)</p> <p>第7条 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が医療費支給認定の有効期間（法第19条の3第6項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。）内において指定小児慢性特定疾病医療機関（同条第5項の規定により定められたものに限る。）から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合において、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払った当該小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について小児慢性特定疾病医療費を請求するとき又は省令第7条第3項の規定により小児慢性特定疾病医療費を請求するときは、<u>小児慢性特定疾病医療費請求書（第4号様式）</u>を保健福祉事務所長に提出するものとする。</p>
<p>第8条・第9条 (略) (指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請)</p> <p>第10条 省令第7条の29に規定する申請書は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書<u>（第4号様式）</u>とする。 (指定小児慢性特定疾病医療機関の変更の届出)</p> <p>第11条 法第19条の14の規定による届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書<u>（第5号様式）</u>により行うものとする。 (指定小児慢性特定疾病医療機関の休止等の届出)</p> <p>第12条 省令第7条の36の規定による届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届出書<u>（第6号様式）</u>により行うものとする。 (指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退の申出)</p> <p>第13条 省令第7条の37の規定による申出は、指定小児慢性特定疾病医療機関辞退申出書<u>（第7号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略) (削除) <u>第4号様式</u> 別紙 <u>第5号様式</u> 別紙</p>	<p>第8条・第9条 (略) (指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請)</p> <p>第10条 省令第7条の29に規定する申請書は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書<u>（第5号様式）</u>とする。 (指定小児慢性特定疾病医療機関の変更の届出)</p> <p>第11条 法第19条の14の規定による届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書<u>（第6号様式）</u>により行うものとする。 (指定小児慢性特定疾病医療機関の休止等の届出)</p> <p>第12条 省令第7条の36の規定による届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関休止等届出書<u>（第7号様式）</u>により行うものとする。 (指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退の申出)</p> <p>第13条 省令第7条の37の規定による申出は、指定小児慢性特定疾病医療機関辞退申出書<u>（第8号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略) 第4号様式 別紙 <u>第5号様式</u> 別紙 <u>第6号様式</u> 別紙</p>

新	旧
<u>第6号様式</u> 別紙	<u>第7号様式</u> 別紙
<u>第7号様式</u> 別紙	<u>第8号様式</u> 別紙